

執筆者:

E-mail✉ [張 翠萍](#)E-mail✉ [蔡 雯嫻](#)E-mail✉ [林 婧](#)E-mail✉ [志賀 正帥](#)E-mail✉ [陳 致遠](#)E-mail✉ [李 源](#)

1. 涉外民商事事件の管轄に係る若干の問題に関する最高人民法院の規定¹

最高人民法院、2022年11月14日公布、2023年1月1日施行、司法解释²

2022年11月14日、最高人民法院は、「涉外民商事事件の管轄に係る若干の問題に関する最高人民法院の規定」(以下「本規定」という。)を公布した。本規定は、9条から構成され、涉外民商事事件の審級管轄の基本方針を、従来の「原則管轄の集中、例外下級人民法院への管轄委譲」から「原則下級人民法院への管轄委譲、例外管轄の集中」に転換したうえで、中級人民法院が受理・管轄する事件の訴額を、都市規模に応じて4,000万人民币元又は2,000万人民币元と定め、各レベルの人民法院の涉外民商事事件に対する職分を調整した。

(1) 本規定の主な内容

① 「原則下級人民法院への管轄委譲」

本規定1条において、法律や司法解释に別段の定め³がある場合を除き、涉外民商事事件の第一審は、原則として基層人民法院が管轄することが明確にされた。これまで、最高人民法院は、2001年に中国がWTOに加盟した後、涉外民商事事件の件数が増加し、事件の難易度が上がったという背景を踏まえ、涉外民商事事件の第一審の管轄を中級人民法院及び案件処理能力が比較的高い一部の基層人民法院に集中させていた⁴。本規定1条は、「民事訴訟法」18条⁵及び19条⁶の趣旨を再確認しつつ、実務における上記の管轄の集中を事実上撤廃したといえる。

② 一部地域の中級人民法院の受理事件の訴額標準の引上げ

民事訴訟法19条において、「重大な涉外事件」の第一審は、中級人民法院が管轄すると定められており、ここでいう「重大

¹ 中国語: 最高人民法院关于涉外民商事案件管辖若干问题的规定

² 最高人民法院が公布する司法解释は、下級裁判所における法適用及び解釈を指導する裁判規範となるため、中国では重要な法規範であると考えられている。

³ 本規定に対する記者会見における最高人民法院の説明によれば、ここでいう「別段の定め」として、例えば、最高人民法院の国際商事法廷が涉外民商事事件の第一審を管轄する場合の特則を定めた「国際商事法廷の設立に係る若干の問題に関する最高人民法院の規定」が想定されている(同司法解释によれば、当事者が最高人民法院を管轄裁判所と定め、かつ、訴額が3億人民币元以上であるなどの要件を満たす国際商事事件の第一審は、最高人民法院の国際商事法廷が管轄するとされている。)

⁴ 涉外民商事事件の訴訟管轄に係る若干の問題に関する最高人民法院の規定(2002年版)1条

⁵ 民事訴訟法18条: 基層人民法院は、第一審の民事事件を管轄する。ただし、この法律に別段の定めのある場合を除く。

⁶ 民事訴訟法19条: 中級人民法院は、次の各号に掲げる第一審の民事事件を管轄する。

(1) 重大な涉外事件

(2) 当該管轄区内において重大な影響を及ぼす事件

(3) 中級人民法院が管轄することを最高人民法院が確定した事件

な涉外事件」には、紛争対象の価額が大きい事件、事案が複雑な事件、及び一方当事者の人数が多いなど重大な影響を有する事件が含まれるとされている(『民事訴訟法』の適用に関する最高人民法院の解釈¹条)。

本規定は、「紛争対象の価額が大きい」か否かを判断するための金額標準を定めた。現行の「第一審涉外民商事事件審級別管轄標準及び管轄の集中に関する問題の明確化に関する最高人民法院の通知」と比較すると、本規定は、北京、天津、上海、江蘇、浙江、福建、山東、広東、重慶(以下「経済発展地域」と総称する。)の中級人民法院が第一審を管轄する涉外民商事事件の訴額(都市規模に応じて「500 万人民币元以上」、「1,000 万人民币元以上」又は「2,000 万人民币元以上」)を一律に「4,000 万人民币元以上」に引き上げ、かつ、他の地域の中級人民法院が第一審を管轄する涉外民商事事件の訴額(都市規模に応じて「100 万人民币元以上」、「200 万人民币元以上」、「500 万人民币元以上」又は「1,000 万人民币元以上」)を一律に「2,000 万人民币元以上」に引き上げたといえる。

したがって、経済発展地域の中級人民法院は訴額 4,000 万人民币元以上 50 億人民币未満の涉外民商事事件の第一審を受理し、他の地域の中級人民法院は訴額 2,000 万人民币元以上 50 億人民币未満の涉外民商事事件の第一審を受理することになる。なお、本規定 3 条及び既に公布されている「高級人民法院及び中級人民法院が管轄する第一審の民事事件の標準調整に関する最高人民法院の通知」によれば、訴額が 50 億人民币以上の涉外民商事事件の第一審は、高級人民法院が管轄するとされている。

③ 「例外管轄の集中」

他方で、各人民法院の涉外民商事事件に対する処理能力には地域ごと、審級ごとに差があるうえ、一部の地域の中級人民法院の地理的分布に偏りがあることに鑑み、本規定は、高級人民法院が最高人民法院から認可を受け、管轄区内の特定の 1 つ又は複数の基層人民法院や中級人民法院を指定して涉外民商事事件の第一審を集中的に管轄させることを認めている。

本規定の施行後、訴額に応じて区分される涉外民商事事件の第一審の審級管轄は、次のとおりである。

	原則		例外
高級人民法院	50 億以上		-
中級人民法院	<北京、天津、上海、江蘇、浙江、福建、山東、広東、重慶>	<その他の地域>	高級人民法院が指定した集中的管轄を有する人民法院
	4,000 万以上 50 億未満	2,000 万以上 50 億未満	
基層人民法院	4,000 万未満	2,000 万未満	

※単位: 人民币

(2) 本規定が適用される事件の類型

本規定 6 条によれば、涉外民商事事件のうち、海事海商紛争事件、知的財産権紛争事件、生態環境損害賠償事件及び環境民事公益訴訟事件に本規定は適用されないとされている。上記除外類型の事件の管轄については、別途規定が設けられている⁷。

⁷ 例えば、『民事訴訟法』の適用に関する最高人民法院の解釈² 条によれば、特許紛争事件は知的財産権法院又は最高人民法院が指定する中級人民法院や基層人民法院により管轄され、海事海商事件は海事法院により管轄されるとされている。公益訴訟事件の管轄についても同司法解釈 285 条に特別な規定が見られる。なお、事件類型ごとに法律、司法解釈その他の規定が設けられていることもある。

2. 個人情報保護認証の実施に関する公告⁸

国家市場監督管理総局、国家インターネット情報弁公室、2022年11月4日公布、同日施行、部門政策文書

「個人情報保護法」⁹(以下「PIPL」という。)は、関係機関による個人情報保護の評価・認証サービスの展開をサポートするよう関係部門に求め(62条4項)、また、個人情報取扱者が業務などの必要性により個人情報を中国国外に提供する場合の前提手段の1つとして、専門機構(認証機構)が実施する個人情報保護認証を経ることを定めている(38条1項2号)。もともと、かかる認証は、どの機構がどのように実施するかについては、長らく根拠規定を欠いていた。

2022年11月4日、国家市場監督管理総局及び国家インターネット情報弁公室は、「個人情報保護認証の実施に関する公告」を公布し、個人情報取扱者が個人情報保護認証を通じて個人情報に対する保護能力を強めることを奨励すると共に、具体的な認証業務に係る指導ガイドラインとして、「個人情報保護認証実施規則」(以下「本規則」という。)を公布した。本規則においては、個人情報取扱者による個人情報の収集、保存、使用、加工、伝送、提供、公開、削除、越境移転等の取扱活動について個人情報保護認証を実施する際の基本原則及び要求が定められている。本規則の主な内容は、次のとおりである。

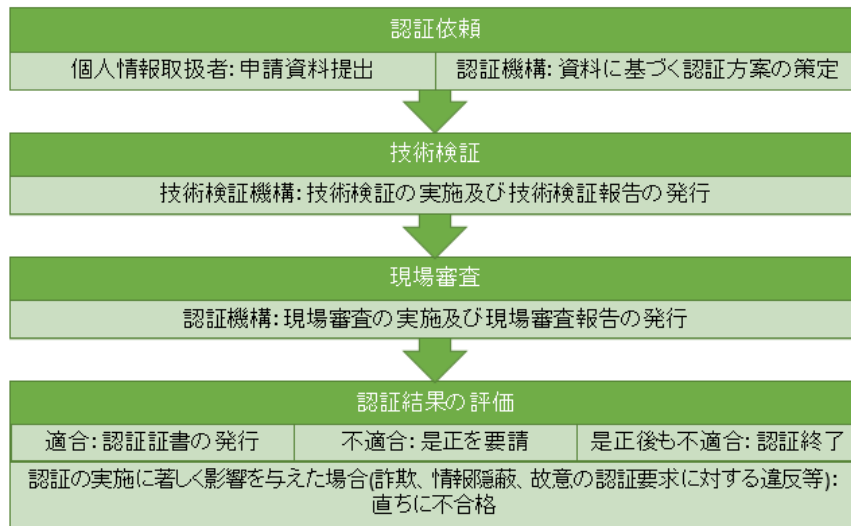
(1) 個人情報保護認証の基準

本規則によれば、個人情報保護認証では、「情報安全技術—個人情報安全規範」に定める要求に適合しているか否かが判断される。また、個人情報の越境移転を行う個人情報取扱者においては、更に「サイバーセキュリティ標準実践ガイドライン—個人情報越境取扱活動安全認証規範」に定める要求を満たす必要があるとされている。

なお、現行の「サイバーセキュリティ標準実践ガイドライン—個人情報越境取扱活動安全認証規範」は、2022年6月24日に公布された¹⁰が、2022年11月8日に同規範の改正案の意見募集稿が公示された。当該意見募集稿の詳細については、下記5を参照されたい。

(2) 個人情報保護認証の流れ

本規則によれば、個人情報保護認証は、主に「技術検証」、「現場審査」及び「認証証書取得後の監督」という3つの段階で構成されている。全体の流れは、下図のとおりである。



⁸ 中国語: 关于实施个人信息保护认证的公告

⁹ 中国語: 个人信息保护法。2021年8月20日公布、2021年11月1日施行。

¹⁰ 現行版の詳細については、弊所HP掲載の「中国最新法令・政策動向速報(2022年7月15日号)」(https://www.nishimura.com/ja/newsletters/china_220715.html)を参照されたい。

(3) 認証証書

個人情報保護認証に合格した場合には認証証書が発行され、その有効期間は3年である。認証証書を取得した個人情報取扱者は、認証証書の有効期間内において、広告等の宣伝で認証証書及び認証マークを使用することができる一方、認証機構による監督を受け入れる必要がある。また、認証証書に記載されている内容(個人情報取扱者の名称、登録住所等)に変更があった場合には、認証機構に対して認証証書の変更依頼を提出しなければならず、その際に改めて技術検証や現場審査を受けることもある。

本規則によって個人情報保護認証がどのように実施されるかが明らかになったが、どの機構が認証機構としてこれを実施するのかについては、未だに関連法令が公布されていない。なお、本規則が認証機構に対して「認証実施手続を具体化し、認証実施細則を制定し、その内容を公表して実施すること」を求めていることから、将来的に個人情報保護認証が始動した際には、認証機構ごとに独自の認証に係る具体的な手続が定められる可能性がある。

3. 「民法典」契約編通則部分の適用に関する最高人民法院の解釈(意見募集稿)¹¹

最高人民法院、2022年11月4日公示、同月20日まで意見募集

2022年11月4日、最高人民法院は、『『民法典¹²』契約編通則部分の適用に関する解釈(意見募集稿)』(以下「本意見募集稿」という。)を公示し、関係各方面から意見を募集した。本意見募集稿は、73条から構成され、契約の解釈及び取引習慣に関する一般規定、契約の締結、効力、履行、保全、変更・譲渡及び権利義務の終了、違約責任等について定めている。本意見募集稿を概観すると、民法典施行前に公布・施行されていた民事法¹³に関連する司法解釈等(すなわち、『『契約法¹⁴』の適用に係る若干の問題に関する最高人民法院の解釈(一)』¹⁵、『『契約法』の適用に係る若干の問題に関する最高人民法院の解釈(二)』¹⁶(以下「契約法解釈(二)」という。))、『『担保法』の適用に係る若干の問題に関する最高人民法院の解釈』¹⁷、2019年に最高人民法院が公布した「全国法院民商事裁判業務会議議事録」¹⁸(以下「九民紀要」という。)等)における規定を踏襲している条項も散見されるが、これらの規定の内容を調整した条項や新たに追加された条項もある。本意見募集稿の内容が多岐に亘るが、紙幅の都合上、外資企業と関係すると思われる規定を中心に紹介する。

¹¹ 中国語:最高人民法院关于适用《中华人民共和国民法典》合同编通则部分的解释(征求意见稿)

¹² 中国語:民法典。2020年5月8日公布、2021年1月1日施行。

¹³ 2021年1月1日に統一的な民法典が施行されるまで、中国では「民法通則」、「民法総則」、「物権法」、「担保法」、「契約法」、「権利侵害責任法」、「婚姻法」、「相続法」等の民事法がそれぞれ公布・施行されていた。これらの法律は、民法典の施行に伴いすべて廃止された。

¹⁴ 中国語:合同法。1999年3月15日公布、1999年10月1日施行、2021年1月1日民法典の施行に伴い廃止。

¹⁵ 中国語:最高人民法院关于适用《中华人民共和国合同法》若干问题的解释(一)。1999年12月19日公布、2021年1月1日民法典の施行に伴い廃止。

¹⁶ 中国語:最高人民法院关于适用《中华人民共和国合同法》若干问题的解释(二)。2009年4月24日公布、2021年1月1日民法典の施行に伴い廃止。

¹⁷ 中国語:最高人民法院关于适用《中华人民共和国担保法》若干问题的解释。2000年12月8日公布、2021年1月1日民法典の施行に伴い廃止。

¹⁸ 中国語:全国法院民商事审判工作会议纪要、2019年11月8日公布、同日施行。第9期会議であったため、一般的に「九民紀要」と呼ばれている。注意すべき点は、最高人民法院の説明によれば、「九民紀要」は司法解釈ではないため、裁判の根拠としてそのまま援用することはできないということである。しかしながら、各地の司法実務を統一し、かつ民商事裁判に関する予測可能性を強化しているため、実務において、かなり参考に値する。

(1) 契約締結上の過失による損害賠償の範囲

民法典が施行される前から、契約締結上の過失は、「契約法」で明文化されていたが(同法 42 条¹⁹。同条の内容は民法典 500 条²⁰に引き継がれている。)、かかる過失のある当事者が損害賠償責任を負う旨が定められているに過ぎなかった。そのため、契約締結上の過失に基づく損害賠償の範囲について、特に、相手方当事者が契約の成立・履行を信じたことにより被った、他の契約締結機会を失ったための損害や、契約の成立・履行後に取得できたはずの利益が含まれるか否かについては、学説や実務において様々な意見がある。

これについて、本意見募集稿は、(i)信義誠実の原則に違反する通常のケースと(ii)信義誠実の原則に重大に違反するケースとに場合分けをしたうえで、それぞれのケースにおける損害賠償の範囲について定めた(5 条)。(i)のケースでは、契約の締結又は契約履行の準備のために支払った合理的な費用などが、(ii)のケースでは、すなわち、当事者の一方が契約締結の名目を利用して、悪意で交渉を行うことなど、信義誠実の原則に重大に違反した場合には、それによって相手方当事者が他の契約締結の機会を失ったための損害(ただし、他の契約締結の機会を得るために支払うべき合理的な費用は控除される。)が、それぞれ契約締結上の過失に基づく損害賠償の範囲として定められている。程度の差こそあれ、いずれの場合においても、いわゆる信頼利益が損害賠償の範囲に含まれる旨が明確にされたといえる。なお、契約締結上の過失に基づく損害賠償の範囲はある程度明確にされたものの、「信義誠実の原則に重大に違反する行為」(上記(ii)のケース)にはほかにどのようなものが想定されているのかについては、明文規定が置かれていない。

(2) 越権代理・代表及び契約の効力

① 越権代理及び契約の効力

民法典によれば、法人又は非法人組織(以下「法人等」という。)の業務上の任務を執行する人員(以下「業務執行人員」という。)がその職権の範囲内の事項について、法人等の名義により行った民事法律行為は、法人等に対し効力を生ずるとされているが(同法 170 条 1 項)、職権の範囲を超えた業務執行人員の行為の効力については明文規定が置かれていない。この点について、本意見募集稿は、民法典 172 条に定める表見代理が成立する場合を除き、業務執行人員がその職権の範囲を超えた事項について締結した契約は、法人等に効果帰属しないと定めている(21 条 1 項)。そして、職権の範囲を超えた事項と認定すべき事由として、以下のものが掲げられている(同条 2 項)。

- (a) 法律、行政法規において、法人等の権力機関又は意思決定機関が決議すべきであると定められている事項
- (b) 法律、行政法規において、法人等の執行機関が決定すべきであると定められている事項
- (c) 法律、行政法規において、法人等の代表者が法人等を代表して行うべきであると定められている事項
- (d) 通常の状態においてその職権により処理すべき事項に当たらないもの

では、業務執行人員が締結した契約における事項が、本意見募集稿 21 条 2 項により確定される職権の範囲を超えない(言い換えれば、上記(a)~(d)のいずれの事項にも該当しない)ものの、法人等の社内規程において定められている職権の範囲を超えている場合にはどのように整理すべきだろうか。この点、民法典では、業務執行人員の職権の範囲に対する制限は、善意の相手方に対抗することができないと定めているところ(同法 170 条 2 項)、本意見募集稿は、業務執行人員が締結した契約における事項がその内部における業務執行人員の職権の範囲に対する制限(以下「内部的制限」という。)を超えていることについて法人等が主張する場合には、当該法人等において、相手方が内部的制限を知り、又は当然知るべきであったことにつき立証責任を負い、かかる立証責任を果たせなければ当該契約の効力は当該法人等に対して生じると定めている(21 条 3 項)。

なお、法人等は、相手方に対して民事責任を負った後、内部的制限を超えて契約を締結したことにつき故意又は重大な過失のある業務執行人員に対して、損害を求償することができる(21 条 4 項)。

¹⁹ 契約法 42 条: 当事者は、契約締結過程において次の各号のいずれかに該当し、相手方に損害をもたらした場合には、損害賠償責任を負わなければならない。

- (1) 契約締結の名目を利用して、悪意で交渉を行ったとき。
- (2) 契約締結に関係する重要な事実を故意に隠し、又は虚偽の事情を提供したとき。
- (3) 信義誠実の原則に反するその他の行為をしたとき。

²⁰ 民法典 500 条: 当事者が契約締結の過程において次の各号のいずれかに該当し、相手方に損害をもたらした場合には、賠償責任を負わなければならない。

- (1) 契約締結の名目を利用して、悪意で交渉を行ったとき。
- (2) 契約締結に関係する重要な事実を故意に隠し、又は虚偽の事情を提供したとき。
- (3) 信義誠実の原則に反するその他の行為をしたとき。

② 越権代表及び契約の効力

法定代表者によるその代表権限を超える行為については、民法典によれば、相手方がその行為が権限外であることを知り、又は当然知るべき場合を除き、当該代表行為は有効であり、また、締結した契約は、法人等に対して効力を生じるとされている(同法 504 条)。これについて、本意見募集稿は、上記の越権代理における考え方を踏襲している。

まず、本意見募集稿は、法律、行政法規により、法人等の権力機関や意思決定機関が決議し、又は執行機関が決定すべきであると定められている事項については、相手方が合理的な調査義務を十分に果たしたことにつき立証責任を負い、かかる調査義務を果たしたことを立証できない場合には、当該事項について締結した契約は、法人等に対して効力を生じないと定めている(22 条 1 項)。また、法定代表者が締結した契約における事項が、当該法人等が定款などにより法定代表者の代表権限に加えた制限を超える場合には、当該法人等において、相手方が当該制限を知り、又は当然知るべきであったことにつき立証責任を負い、かかる立証責任を果たせなければ当該契約の効力は当該法人等に対して生じるとされている(22 条 2 項)。

なお、相手方が上記調査義務を果たしたことを立証した場合や、法人等が定款などにより法定代表者の代表権限に加えた制限に対する相手方の悪意又は善意重過失を立証できなかった場合において(すなわち、契約が法人等に効果帰属した場合)、法人等は、相手方に対して民事責任を負った後、故意又は過失のある法定代表者に対して、損害を求償することができる(22 条 3 項)。

(3) 従たる給付義務の不履行時の救済

当事者の一方が従たる給付義務を履行しない場合に契約を解除できるか否かについては、「売買契約紛争事件の審理における法律適用の問題に関する最高人民法院の解釈」²¹19 条によれば、売主が従たる給付義務を履行せず、又は不当に履行したことにより、買主が契約の目的を達成できなかった場合において、買主は、民法典 563 条 1 項(4)号²²の規定に基づき契約を解除できるとされている。

本意見募集稿は、契約編通則に対する司法解釈として、上記の売買契約におけるルールをすべての契約に適用する旨の規定を置いた。すなわち、当事者の一方が契約の約定又は法律の規定どおりに発票の作成、証明書類の提供等の主たる義務ではないものを履行しなかった場合には、相手方は、当該義務の履行の継続又は当該義務の履行を怠ったことにより生じた損害の賠償を請求することができるが、契約を解除できない(ただし、当該義務が履行されなければ契約の目的を実現できない場合や、当事者間に別段の合意のある場合を除く。)と定めた(27 条)。

(4) 事情変更の原則の適用場面の明確化

民法典 533 条は、いわゆる事情変更の原則を定めた契約法解釈(二)26 条の内容を踏襲し、「契約成立後に、契約の基本となる条件において、当事者が契約締結時には予見不可能であり、商業リスクに属さない重大な変化が生じたため、契約の履行を継続することが当事者の一方にとって明らかに不公平となる」場合について、不利な影響を受ける当事者に対し、相手方と再協議をする権利及び人民法院又は仲裁機関に対して契約の変更又は解除を求める権利を付与している。

本意見募集稿は、政策による調整又は市場の需要・供給関係の異常変動により、価格に常人では合理的に予測できない変動が生じた場合を、民法典 533 条に定める「重大な変化」に当たると定めた(33 条 1 項)。ただし、市場が活発であり、長期的に見て価格の変動が大きい大口商品及び株券、先物等のリスク投資型金融商品については、仮に上記のような価格変動が生じたとしても、「重大な変化」には当たらないとしている。

なお、民法典 533 条の適用を除外することを当事者間で予め合意することは、無効であると定められている(同条 4 項)。

(5) 約定解除事由による解除の制限

民法典 562 条の規定によれば、当事者は契約を一方的に解除できる事由を合意することができ、かかる約定解除事由が生じた場合には、解除権者は契約を解除することができる(民法典 562 条)。もともと、約定解除事由に該当する場合であっても、契約違反の程度が著しく軽微であり、かつ、相手方当事者の契約目的の実現に影響を及ぼさないとき、相手方当事者の解除権を認めるか否かについては、裁判実務上、判断が分かれている。なお、この点について、先般公布された「九民紀要」では、①契約違

²¹ 中国語：最高人民法院关于审理买卖合同纠纷案件适用法律问题的解释、2020 年 12 月 29 日公布、2021 年 1 月 1 日施行。

²² 民法典 563 条 1 項(抄)：次の各号のいずれかに該当する場合には、当事者は契約を解除することができる。
(4)当事者の一方が債務履行を遅滞し、又はその他の違約行為をして契約の目的の実現を不能ならしめたとき。

反の程度が著しく軽微であり、かつ、②相手方当事者の契約目的の実現に影響を及ぼさない場合には、人民法院は、契約解除を支持すべきでない定められている。

本意見募集稿は、民法典 562 条を再確認するとともに、上記の「九民紀要」のスタンスを踏襲し、上記①及び②の要件に加えて、③契約を解除することが契約違反当事者にとって公平性を欠く場合には、相手方当事者は契約を解除できないと定め、契約自由の原則と権利濫用の禁止との調整を図っている(55 条)。

(6) 履行利益の賠償

当事者の一方が契約上の義務を履行せず、又は契約上の義務の履行が約定に合致しないことにより、相手方に損害をもたらした場合には、損害賠償額は、契約違反によりもたらされた損害に相当するものでなければならず、これには契約履行後に得られたであろう利益(いわゆる履行利益)が含まれるとされている(民法典 584 条)。本意見募集稿は、上記規定を踏まえつつ、履行利益を計算する際には、契約違反当事者ではない当事者(以下「非契約違反当事者」という。)が契約の締結や履行のために支払った費用などの契約履行コストを控除すべきである旨、また、非契約違反当事者が解除権を行使し、かつ、代替取引を行った場合の履行利益の計算方法を定めている(63 条)。

非契約違反当事者が解除権を行使し、かつ、代替取引を行った場合、(i)原則として、代替取引の価格と契約で合意した価格の差額を考慮して履行利益を計算するが、(ii)契約違反当事者に代替取引の価格が市場価格から逸脱していることを証明する証拠があり、かつ、非契約違反当事者が当該代替取引を行わなければ損害が拡大してしまうことを証明できない場合には、契約違反が発生した時点の契約履行地の市場価格と契約で合意した価格の差額を考慮して履行利益を計算するとされている。また、非契約違反当事者が代替取引を実施しなかったとしても、契約違反が発生した時点の契約履行地の市場価格と契約で合意した価格の差額を考慮して履行利益を計算することを主張した場合には、人民法院はこれを支持すると定められている。

本意見募集稿では、上記で紹介したもののほか、違約金、手付金等の企業の経済活動において密にかかわる事項についても新たに規定を置いている。なお、学术界及び実務界の関係者によれば、本意見募集稿の多くの条項については更なる修正を行う余地があるとのことであり、その意味では、上記で紹介したものを含め、本意見募集稿の内容は、正式な司法解釈として公布されるまで更に変更される可能性があり、引き続き注視していく必要があるといえる。

4. 反不正競争法(改正草案意見募集稿)²³

国家市場監督管理総局、2022 年 11 月 22 日公示、同年 12 月 22 日まで意見募集

「反不正競争法」は、1993 年に施行されて以降、2017 年と 2019 年にそれぞれ改正が行われたが、近年、デジタル経済の著しい発展や絶え間なく創出される新たなビジネスモデルに伴い、データ、アルゴリズム、プラットフォームルール等を利用した不正競争行為も多く登場した。これらの新しい類型の不正競争行為に対する規制を進めるため、2021 年 8 月以降、国家市場監督管理総局(以下「SAMR」という。)、最高人民法院及び国家インターネット情報弁公室等の関係部門は、それぞれ「インターネット不正競争行為禁止規定(公開意見募集稿)」²⁴、『反不正競争法』の適用の若干問題に関する最高人民法院の解釈²⁵及び「インターネット情報サービスアルゴリズム推薦管理規定(意見募集稿)」²⁶を相次いで公布・公示した。そして、不正競争行為を規制する市場経済の基本法である反不正競争法についても、時代背景に則したアップデートの必要が生じた。

2022 年 11 月 22 日、SAMR は、反不正競争法の改正草案に関する意見募集稿(以下「本意見募集稿」という。)を公示した。本意見募集稿は、上記 2 つの意見募集稿及び司法解釈の一部の条項を取り入れつつ、デジタル経済における公平な競争ルールの整備、並びにデータ、アルゴリズム、技術、資本上の優越性及びプラットフォームルール等を利用した不正競争行為に対する規

²³ 中国語: 反不正当竞争法(修订草案意见征求稿)

²⁴ 中国語: 禁止网络不正当竞争行为规定(公开征求意见稿)、SAMR、2021 年 8 月 17 日公示、2021 年 9 月 15 日まで意見募集。

²⁵ 中国語: 最高人民法院关于适用《中华人民共和国反不正当竞争法》若干问题的解释、最高人民法院、2022 年 3 月 16 日公布、同年 3 月 20 日に施行。弊所 HP 掲載の「中国最新法令・政策動向速報(2022 年 4 月 15 日号)」(https://www.nishimura.com/ja/newsletters/china_220415.html)を参照されたい。

²⁶ 中国語: 互联网信息服务算法推荐管理规定(征求意见稿)、国家インターネット情報弁公室等、2021 年 8 月 27 日公示、同年 9 月 26 日まで意見募集。

制や取締の強化に主眼を置いている。本意見募集稿による反不正競争法への主な改正点は、以下のとおりである。

(1) 既存の類型の不正競争行為に関する定め

既存の類型の不正競争行為に関する主な改正点は、以下のとおりである。

① 混同行為

一定の影響を有する他人のドメイン名の主体部分、ウェブサイトの名称及びウェブページを無断で使用する行為は現行法でも規制対象となっているが、ページレイアウト、セルフメディアの名称、アプリケーションの名称及びアイコンも保護対象として追加された。また、一定の影響を有する他人の商業標識を検索キーワードとして設定し、公衆を誤導する行為も新たに規制対象とされた。さらに、混同惹起商品の販売行為が明確に禁止されたほか、混同行為の実施のために倉庫保管、運送、郵送、印刷、隠匿、経営場所等の便宜を提供することも禁止行為として定められた。

② 商業賄賂

自らが直接贈賄をする場合のみならず、他人をして贈賄を行わせることも明確に禁止された。また、商業賄賂において収賄側も処罰対象となるか否かについては、現行の反不正競争法上では必ずしも明確ではなかったが、本意見募集稿では、商業賄賂の収賄行為も処罰対象となることが明記された。

③ 虚偽宣伝行為

「商品」に対する虚偽宣伝の禁止に加え、「商品の事業者」に対する虚偽宣伝も禁止対象行為として定められ、宣伝内容についても、新たに、取引情報、経営データ、資格・許認可等が追加された。また、反不正競争法において規制される虚偽宣伝行為は、広告に当たらない商業宣伝活動と定められ、「広告法」との重複適用の回避が図られている。

④ 景品付き販売

景品付き販売が開始された後、消費者に有利である場合を除き、景品付き販売に係る情報の変更を禁止する旨の規定が追加された。

(2) 新たな類型の不正競争行為に関する定め

新たな類型の不正競争行為として、①相対的優越的地位の濫用行為及び②悪意ある取引行為が追加された。

① 中国の独占禁止法である「反独占法」は市場における支配的地位の濫用行為を規制しているが、相対的優越的地位の濫用の禁止について規定を置いておらず、また、反不正競争法も同様に関連規定がなかった。本意見募集稿は2017年改正時の改正草案と同様に、反不正競争法に相対的優越的地位の濫用行為に関する規定を盛り込み、相対的優越的地位を有する事業者が取引相手の経営活動に対して不合理な制限を行い、又は不合理な条件を課し、公平な取引に影響を及ぼし、市場の公平な競争秩序を乱してはならないと定めた。相対的優越的地位の濫用行為の具体例として、次の6つの行為が挙げられている。

(i)	取引相手を脅迫して排他的な契約を締結させる行為
(ii)	取引相手の取引対象者又は取引条件を不合理に限定する行為
(iii)	商品を提供する際に他の商品を強制的に抱き合わせる行為
(iv)	商品の価格、販売対象者、販売地域、販売時間又は販売促進活動への参加を不合理に限定する行為
(v)	保証金の没収及び補助金、優遇措置、集客リソース等の削減に係る制限を不合理に設定する行為
(vi)	ユーザーの選択への干渉、トラフィックの制限、ブロック、検索順位の引下げ、商品の掲載ページからの削除等の方法により、正常な取引を阻害する行為

なお、「相対的優越的地位」とは、「技術、資本、ユーザー数、業界での影響力等における事業者の優越性、及び他の事業者の当該事業者に対する取引上の依存等」をいうと定められている(47条)。もともと、反独占法において「市場における支配的地位」の認定方法が定められているのに対し、本意見募集稿では「相対的優越的地位」の認定に関する規定が置かれていないため、今後どのような基準が示されるかについて引き続き注視する必要がある。

② 事業者が不当な利益を得るために悪意ある取引行為を行い、他の事業者の正常な経営を妨害し、破壊する行為も、新たな不正競争行為として追加された。悪意ある取引の具体例として、次の4つの行為が挙げられている。

(i)	他の事業者が検索順位の引下げ、信用等級の引下げ、商品の掲載ページからの削除、リンクの切断、サービスの停止等の処分を受けることを目的として、故意に当該事業者と短期間に大規模かつ高頻度の取引を行い、当該事業者を高評価を与えるなどして関連する処分を誘発させる行為
(ii)	悪意をもって短期間に大量の商品を購入するが、代金を支払わない行為
(iii)	悪意をもって商品を大量購入した後に、これを返品し、又は受取を拒否する行為
(iv)	ルールを利用して悪意ある取引を行い、他の事業者の正常な経営を不当に妨害し、破壊するその他の行為

(3) デジタル経済における不正競争行為に対する規制の整備

本意見募集稿は、インターネットを利用した不正競争行為についても規制範囲を広げ、新しい経済、業態及びビジネスモデルの発展の過程において見られる競争秩序を阻害する行為を取り締まることにも力点を置いている。

具体的には、事業者がユーザーの選択に影響を及ぼす²⁷などの方法を通じて、技術、プラットフォームルール、データ、アルゴリズム等の手段を利用して市場の公平な競争秩序を乱してはならない旨の原則を明確にしつつ(15条)、それぞれについてより具体的な規定を設けた。

① 技術的手段やプラットフォームルールを利用した不正競争行為

現行法は、技術的手段を利用して、ユーザーの選択に影響を及ぼすなどの方法を通じて、他の事業者が適法に提供するネットワーク製品・サービスの正常なオペレーションを妨害し、又は破壊する行為を禁止すると共に、具体的な行為類型を列挙しているが、本意見募集稿は、更に(i)キーワードの関連付け、虚偽の操作オプションの設定等の方法を利用して、自社の製品又はサービスへのリンクを設定し、ユーザーを欺き、又は誤導してクリックさせる行為、及び(ii)正当な理由なく、他の事業者が適法に提供する製品・サービスのコンテンツやウェブページに対し遮断などを行う行為を、新たな行為類型として追加した(16条)。

また、技術的手段、プラットフォームルール等を用いて業界の慣行又は技術的規範に違反し、他の事業者が適法に提供する製品・サービスへのアクセス、取引等を不当に排斥・妨害し、市場の公平な競争秩序を乱す行為も、新たな不正競争行為として追加された(17条)。

② データを利用した不正競争行為

他の事業者のビジネスデータを不当に取得し、又は使用して、他の事業者及び消費者の適法な権益を損なう行為が新たな不正競争行為として追加され、その具体例も列挙された(18条)。

③ アルゴリズムを利用した不正競争行為

メーカーやプラットフォーマーがビッグデータを利用して「ビッグデータ殺熟²⁸」などの差別的行為を禁止することを目的として、アルゴリズムを利用して、ユーザーの嗜好、取引習慣等の特徴に対する分析を通じて、取引相手に対し不合理な差別待遇を行い、又は不合理な制限を行ってはならない旨の規定が新設された(19条)。

(4) 法律責任の整備

本意見募集稿では、反不正競争法に違反した場合の法律責任についても整備・改正が行われた。その主な内容は、以下のとおりである。

- ① (i)他人が混同行為を実施していることを知り、又は当然知るべきにもかかわらず混同商品を販売する行為や、(ii)混同行為の実施のために故意に便宜を提供し、他人による混同行為の実施を幫助する行為は、処罰の対象となった。
- ② 禁止行為であると明記された商業賄賂における収賄行為についても処罰規定が設けられた。
- ③ 虚偽宣伝行為については、虚偽宣伝行為であることを知り、又は当然知るべきにもかかわらずプランニング、製作、公開等のサービスを提供する行為も処罰対象として追加された。また、違法行為に用いられる物品及び違法所得を没収する旨の罰則も新設された。
- ④ 情状が重大な営業秘密侵害行為に対する処罰が強化され、過料の範囲が現行の「50万人民元以上500万人民元以下」から「100万人民元以上500万人民元以下」に調整された。

²⁷ 「ユーザーの選択に影響を及ぼす」とは、ユーザーの意思及び選択権に反する、操作の複雑さを増やす、使用の一貫性を破壊するなどを含むものと定められている。

²⁸ ビッグデータを利用して常連客向けに意図的高価格を設定するダイナミックプライシング。

- ⑤ 新設された不正競争行為である相対的優越的地位の濫用行為、悪意ある取引行為(前記(2)を参照されたい。)及びインターネットを利用した不正競争行為(前記(3)を参照されたい。)については、違法行為の停止命令、違法所得の没収、10 万人民币以上 100 万人民币以下の過料(情状が重大である場合には、100 万人民币以上 500 万人民币以下の過料)に処せられるとされている。
- ⑥ 情状が特に重大であり、性質が特に悪質であり、公平な競争秩序又は社会の公共利益を著しく損なう相対的優越的地位の濫用行為及びインターネットを利用した不正競争行為については、より厳しい処罰(違法行為の停止命令、違法所得の没収、前年度の売上高 1%以上 5%以下に相当する過料、営業停止命令、業務許可証又は営業許可証の取消し。責任者については 10 万人民币以上 100 万人民币以下の過料。)が課される。

本意見募集稿は、現行法に対して大幅に内容を追加しており、既存の類型の不正競争行為に関する定めに対する整備を行うだけでなく、近年、インターネット業界において見られる新しい類型の不正競争行為も網羅している。本意見募集稿の内容が将来的に施行される反不正競争法の改正法にどこまで反映されるか、また、新たにどのような変更がなされるかなどについては、引き続き注視する必要がある。

5. サイバーセキュリティ標準実践ガイドライン—個人情報越境取扱活動安全認証規範 V2.0(意見募集稿)²⁹

全国情報安全標準化技術委員会秘書処、2022 年 11 月 8 日公示、同月 15 日まで意見募集

PIPL38 条によれば、個人情報取扱者が業務などの必要性により、中国国外の移転先(以下「国外受領者」という。)に対して個人情報の提供(以下「越境移転」という。)を行う必要がある場合には、①国家インターネット情報部門が実施する安全評価(以下「安全評価」という。)に合格すること、②専門機構(認証機構)が実施する個人情報保護認証(以下「安全認証」という。)を経ること、及び③国外受領者との間で国家インターネット情報部門が制定する標準契約(以下「標準契約」という。)に従って契約を締結し、双方の権利及び義務を定めることのうちいずれかの前提手段を講じなければならないとされている³⁰。

上記②の安全認証について、全国情報安全標準化技術委員会³¹秘書処は、2022 年 6 月 24 日に「サイバーセキュリティ標準実践ガイドライン—個人情報越境取扱活動安全認証規範」(以下「認証規範 V1.0」という。)³²を公布したが、今回新たに「サイバーセキュリティ標準実践ガイドライン—個人情報越境取扱活動安全認証規範 V2.0(意見募集稿)」(以下「本意見募集稿」という。)を公示した。

本意見募集稿は、新たに「用語の定義」のパートが設けられたことで全 5 パートから全 6 パートに増えた。本意見募集稿と認証規範 V1.0 との主な変更点は、次のとおりである。

(1) 適用場面の調整

認証規範 V1.0 によれば、同規範は、①多国籍企業又は同一の経済、事業エンティティに属する子会社若しくは関連会社間の個人情報越境取扱活動(すなわち、グループ内移転)、及び②PIPL3 条 2 項³³の適用を受ける個人情報取扱活動(以下「域外適

²⁹ 中国語: 网络安全标准实践指南——个人信息跨境处理活动安全认证规范 V2.0 (征求意见稿)

³⁰ ①～③の 3 つの前提手段の詳細及びその選定方法については、弊所 HP 掲載の「中国の個人情報の越境移転について - 中国個人情報保護法 38 条 1 項を巡って - (2022 年 9 月 1 日号)」(https://www.nishimura.com/ja/newsletters/china_220901.html)を参照されたい。

³¹ 全国情報安全標準化技術委員会は、国家標準化管理委員会が設立の承認・指導をし、かつ、業務上は、中央サイバーセキュリティ及び情報化委員会弁公室の指導を受け、情報安全標準化の技術業務に従事している組織である。

³² 認証規範 V1.0 の詳細については、弊所 HP 掲載の「中国最新法令・政策動向速報(2022 年 7 月 15 日号)」(https://www.nishimura.com/ja/newsletters/china_220715.html)を参照されたい。

³³ PIPL3 条 2 項: 中国国外において中国国内の自然人の個人情報を取り扱う活動が次の各号のいずれかに該当する場合にも、この法律を適用する。

- (1) 中国国内の自然人に対する製品又はサービスの提供を目的とするとき。
- (2) 中国国内の自然人の行為を分析し、又は評価するとき。
- (3) 法律・行政法規の定めるその他の事由。

用対象行為」という。)の 2 つの場面において実施される安全認証に適用される。これに対し、本意見募集稿は、適用場面を限定することなく、「個人情報取扱者が展開する個人情報越境取扱活動」に適用されると定めている。これは、「データ越境移転安全評価弁法」により安全評価の申告が義務付けられている場合³⁴を除けば、個人情報の越境移転全般に本意見募集稿が適用され、言い換えれば、個人情報の越境移転全般について安全認証を実施することができる旨を示唆しているといえる。

また、かかる適用場面に係る定め方の調整に伴い、上記②の域外適用対象行為が適用場面として挙げられなくなったことにも注意されたい。認証規範 V1.0 では、同規範が域外適用対象行為にも適用される旨明記されているため、文理解釈上、PIPL3 条 2 項が想定している、中国国外の個人情報取扱者が国境を跨いで直接中国国内の個人情報主体から個人情報を収集する行為それ自体も「越境移転」と位置付けられているように解される余地がある。しかし、これは、PIPL38 条が本来想定している個人情報の越境移転(すなわち、個人情報取扱者による中国国外への個人情報の提供)と趣旨を異にするものと思われ、大きな議論を呼んだ。本意見募集稿において域外適用対象行為が適用場面として挙げられなくなったことは、上記議論に対する当局の見解(すなわち、中国国外の個人情報取扱者が国境を跨いで直接中国国内の個人情報主体から個人情報を収集する行為それ自体は、「越境移転」ではない)が示唆されたものと考えられ、これにより上記議論に終止符が打たれたものと思われる。

一方、域外適用対象行為では、中国国外の個人情報取扱者が国境を跨いで直接中国の個人情報主体から個人情報を収集した上、更に中国国外の第三者に個人情報を提供する場合、かかる行為は、PIPL38 条の定める個人情報取扱者による中国国外への個人情報の提供、すなわち越境移転として捉えるべきものと考えられている。この点について、本意見募集稿では、安全認証の申請主体に関する規定において、PIPL3 条 2 項における中国国外の個人情報取扱者が申請主体として明記されている。かかる定めは、域外適用の場面における中国国外の個人情報取扱者による認証申請の特殊性(中国国内に設置した専門機構又は指定した代表が代わりに認証を申請すること)を明確にすると同時に、域外適用対象行為に上記のような越境移転が含まれる旨を示唆しているものといえる。

もともと、様々な見解が存在するため、上記については、本意見募集稿の正式稿及び実務の運用を引き続き注視する必要がある。

(2) 個人情報保護影響評価項目の明確化

認証規範 V1.0 においては、個人情報取扱者及び国外受領者に対して、個人情報保護影響評価(以下「影響評価」という。)の実施が求められているが、影響評価において検討すべき項目はあまり提示されておらず、その内容もやや抽象的であった。本意見募集稿は、影響評価において検討すべき項目について、下表のとおり明確化を図った。

(i)	• 個人情報取扱者及び国外受領者の個人情報の取扱いに係る目的、範囲、方法等の適法性、正当性及び必要性
(ii)	• 越境対象個人情報の規模、範囲、類型、センシティブレベル、頻度 • 個人情報の越境が個人情報の権益にもたらす可能性のあるリスク
(iii)	• 国外受領者が負担することを承諾した責任・義務 • 責任・義務を履行するための管理及び技術措置、能力等が越境対象個人情報の安全性を保障することができるか否か
(iv)	• 越境後の個人情報に係る漏えい、毀損、改ざん、濫用等のリスク • 個人が個人情報の権益を維持・保護するためのルートが円滑であるか否か
(v)	• 国外受領者の所在国又は地域の個人情報保護政策・法令が個人情報保護義務の履行及び個人情報に関する権益の保護に及ぼす影響
(vi)	• 個人情報の越境の安全性に影響を及ぼす可能性があるその他の事項

上表の各項目は、PIPL55 条や 56 条に定める個人情報保護影響評価の内容を具体化・細分化したものだと思われる。また、上表の各項目は「データ安全越境移転安全評価弁法」に定める「データ越境移転リスク自己評価」の内容と非常に類似しており、「個人情報越境標準契約規定(意見募集稿)」が定める個人情報保護影響評価の要求ともほぼ同じ内容であることから、越境移転において行う必要がある前提手段(すなわち、安全評価、安全認証又は標準契約)は、それぞれの内容において足並みを揃えているといえる。なお、企業が個人情報保護影響評価を実施する際は、本意見募集稿の上記要求のほか、「情報安全技術—個人情報

³⁴ 「データ越境移転安全評価弁法」4 条によれば、①重要情報インフラ運営者が中国国外に個人情報を提供する場合、②100 万人以上の個人情報を取り扱うデータ取扱者が中国国外に個人情報を提供する場合、③前年 1 月 1 日以降、累計で 10 万人分の個人情報又は 1 万人分のセンシティブ個人情報を中国国外に提供したデータ取扱者が中国国外に個人情報を提供する場合には、安全評価を申告しなければならないとされている。

報安全影響評価ガイドライン」を参照することもできる。

(3) 個人情報取扱者及び国外受領者の責任・義務の追加

本意見募集稿は、個人情報主体の権益を保障する手段として、認証規範 V1.0 を踏襲して個人情報取扱者及び国外受領者に一定の責任・義務を課しているが、新たに追加されたものもある。新たに追加された主な責任・義務は、下記のとおりである。

- ① 国外受領者は、速やかに自己の法律環境の変化を個人情報取扱者及び認証機構に通知すること。
- ② 国外受領者は、その受領した個人情報を第三者に提供しないことを約束する。提供する必要が確実にある場合には、中国の関連法令の要求を満たし、かつ、PIPL に定める個人情報保護基準に適合すること。
- ③ 個人情報越境取扱活動記録を少なくとも3年間保存すること。
- ④ 関連責任・義務が既に履行されていることの立証責任を負うこと。
- ⑤ 個人情報越境取扱活動に関する紛争に中国の関連法令を適用することを約束する等。

本意見募集稿は、認証規範 V1.0 と比べると、適用場面が著しく拡大されており、また、その内容もより具体化・細分化されたといえる。認証規範 V1.0 も、将来的に制定されるであろう本意見募集稿の正式稿も、直接的な強制力はないものの、認証機構は同規範に基づいて安全認証を実施することになるため、個人情報の越境移転を実施しようとしている企業にとっては重要なガイドラインとなると思われる。

当事務所では、クライアントの皆様のビジネスニーズに即応すべく、弁護士等が各分野で時宜に合ったトピックを解説したニュースレターを執筆し、随時発行しております。N&A ニュースレター購読をご希望の方は [N&A ニュースレター 配信申込・変更フォーム](#) よりお手続きをお願いいたします。また、バックナンバーは [こちら](#) に掲載しておりますので、あわせてご覧ください。

本ニュースレターはリーガルアドバイスを目的とするものではなく、個別の案件については当該案件の個別の状況に応じ、日本法または現地法弁護士の適切なアドバイスを求めていただく必要があります。また、本稿に記載の見解は執筆担当者の個人的見解であり、当事務所または当事務所のクライアントの見解ではありません。

西村あさひ法律事務所 広報室 [E-mail](#) 